

令和7年第3回
美唄市議会定例会会議録
令和7年9月9日(火曜日)
午前10時00分 開会

消 防 長 後 藤 博 昭 君
総務部総務課長 平 野 太 一 君
総務部総務課長補佐 上 村 名津美 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(14人)

議 長 谷 村 知 重 君
副議長 楠 徹 也 君
1番 永 森 峰 生 君
2番 伊 原 潤 司 君
3番 江 川 いづみ 君
4番 海 鉢 則 秀 君
5番 古 賀 崇 之 君
6番 吉 岡 建二郎 君
7番 本 郷 幸 治 君
8番 齋 藤 久美夫 君
9番 山 上 他美夫 君
10番 森 明 人 君
11番 川 上 美 樹 君
13番 松 山 教 宗 君

教 育 長 石 塚 信 彦 君
教 育 部 長 杉 本 竜 一 君

選挙管理委員会委員長 中 田 礼 治 君
選挙管理委員会事務局長 堀 澤 宏 史 君

農業委員会会長 畑 雄 二 君
農業委員会事務局長 五十嵐 健太郎 君

監 査 委 員 福 地 英 敏 君
監査事務局長 高 橋 修 也 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 門 田 昌 之 君
次 長 新 宗 晃 君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

10番 森明人議員

11番 川上美樹議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

8番齋藤久美夫議員。

◎出席説明員

市 長 桜 井 恒 君
副 市 長 土 屋 貴 久 君
総 務 部 長 村 上 孝 徳 君
市 民 部 長 児 玉 ゆかり 君
保健福祉部長 谷 村 泰 尚 君
経 済 部 長 佐 藤 剛 司 君
都市整備部長 荘 司 修 君
市立美唄病院事務局長 藤 井 俊 穎 君

●8番齋藤久美夫議員 おはようございます。

令和7年第3回定例会において、大綱2点、水道行政についてと、元職員の再逮捕について、市長にお伺いいたします。

まず1点目の水道行政について。

近年、水道管に関わる陥没事故等により、水道のインフラ整備や、それに関する水道料金の改定に関する新聞報道等が散見されるようになりました。今年の1月の埼玉県八潮市で起きた県道の陥没事故など、全国での下水道管の老朽化が問題化する中で、道内でも自治体が深刻な状況に直面しており、耐用年数が50年を超える劣化しやすくなつた管を抱える自治体が少なくとも21市町あるそうであり、2030年頃から老朽化が本格的に進むが、その補修に必要な財源確保に苦慮しているのが現実であり、本市においても、他人事ではなく直面する現実でもあります。そして、いくつかの自治体では、上下水道の値上げの試算をし、又は値上げを決定しているのが現状であります。また一方で、近隣自治体では、本年7月に現在使用中の浄水場が2046年に使用期限を迎えることから、将来の上水道事業の在り方を単独運営とする案と広域受水する案の議案を2026年度から60年間のコストを試算し、これを比較して、一定の方向性を導き出して、議会に報告したとの報道を耳にしております。そして、この報告に対しての意見を徴収し、今後更に検討・比較を実施して、議会内などに改めて報告していくと言つておりましたが、つい先日、9月4日の新聞報道では、市単独で浄水場を新設し、水道事業を運営していく方針を明らかにしました。こうしたことを見頭にして、改めて本市の水道事業の方向性につ

いて考えてまいりたいと思います。私が議員になった令和元年、6年前に初めての所管事務調査において、盤の沢地区にある市の浄水場を視察いたしました。そこで浄水場内の説明を受け、本市の給水能力や受水水係などを学ばせていただきましたが、その説明の中に、この浄水場はあと3年か4年で使われなくなるとの説明を受けた記憶があり、現在、本市の一部地域で受水している桂沢水系に本市が一本化するものと思っておりましたが、その後、何ら変わらず、現在の美唄水系と桂沢水系の2水系により、本市の上水道は運用されております。また、今年度の所管事務調査においても、再び浄水場を視察させていただきましたが、浄水場は設置から現在で45年を経過し、あと15年ぐらいは稼働可能であると説明を受けましたが、そこで、水道行政について、二つの項目をお伺いいたします。

まず1項目目は、今後の本市の上水道の運営についてであります。これについては、どのようにお考えかを聞くものであります。これは、現在の2水系を維持していくのか、それとも浄水場の稼働可能期間を見据えて、桂沢水系に統一を目指すのか。さらに、違った方式で複合的な運営を考えるのかであります。

次に2項目目は、水道料金の改定についてであります。これも先ほど、水道管や下水道管の老朽化に対応すべく、他の自治体では、補修に必要な財源確保ということから、料金改定の試算をしていると述べました。また、水道料金は5年くらいをスパンに見直す必要があるものと聞いておりますが、市の対応についてお伺いいたします。

次に、大綱2点目、元職員の再逮捕について、

2項目ほどお伺いいたします。

今月3日の本会議における市長の市政報告で、先般、収賄事件で逮捕されていた元職員が、今度は背任の容疑で再逮捕された事件の報告がされました。そして、その報告にもありましたがあえて確認させていただければ、令和6年5月に市が発注した下水道工事請負契約が489万5,000円、同年6月に下水道工事の設計変更で1,015万3,000円、これは525万8,000円の増額。実際の工事実績は308万円、実質707万3,000円の着服というものがありました。また、6月20日の午後3時39分に職員が背任の容疑で逮捕され、同日、午後5時30分に特別職及び部長職による緊急会議を招集し、事件の概要の情報共有、モラルやコンプライアンス、適正な事務処理の確保、そして市民サービスが停滞しないよう指導を徹底、さらに、本事件は、先般の収賄事件と性質を異にするため、新たに美唄市コンプライアンス委員会を創設し、これまで3回にわたり会議を開催し、再発防止の取組として、実態検証の実施、職員倫理条例の制定、入札契約制度の見直し、コンプライアンス研修の実施の四つの取組について、早急に進めていくと言っておりますが、そこで1項目目、この四つの取組を行うに当たり、この本事件における原因は何だったのか。言い換えれば、この四つの取組を行うにいたった経緯について伺います。なお、先の収賄事件においても、第2回定例会での同僚議員の事件発生の原因についての質疑に対して、市長は職員の公務員としてのモラルやコンプライアンスが欠如していることが大きな要因の一つとしており、そして、公務員としての倫理の保持と服務規則の徹底を図るため、美唄

市職員倫理規程及び美唄市職員服務規程により、研修や訓示してきたことや、入札契約制度の在り方を調査・検討すると答弁されていたことを思い出すものであります。

次に2項目目は、管理職の職責、これは管理責任についてであります。

大綱の当初において、この事件の経緯について、市の工事の発注、工事の設計変更、工事の実施を簡単に述べましたが、本事件には、このようにいくつかの結節事がありました。また、一般に市の工事発注においても、企画、発注、契約、経費、工事の実施、終了点検、予算執行と、これらの結節事があり、これに管理者、これは原課及び管理部署を含めてですが、管理者が合議決裁等の行為に関わるものでありますが、これがしっかりと機能していたのか、職責を果たしていたのかということであります。私ごとではありますが、私の前職に置いて、指揮官、管理者の職を長く務めさせていただいた時期もありました。そのときに心がけていた一例として、行動命令書、訓練計画、そして上級部隊の報告書等々、つまり私が合議決裁する文書等については、常に作成者に、若しくは企画者に対し、項目内容を確認するということがありました。それは何故かと、そこに合議決裁の押印をすることということは、それで自らに責任が生じるからであります。押印しながら私は知りませんでしたとは言えない。よって、作成者、企画者も承知しておいていただきたい管理者に対して、合議回りをするのではないかということであります。ですから、管理者は、その職務と職責に応じ、管理手当が支給されるし、それ相応の職権と職責があるわけではないで

しょうか。よって、実務における実施経過に基づいて、市政報告にもありました取組の一つとしての実態の検証において、この点をしつかり実務実態を検証し、管理職の在り方と、その職務と職責について、厳正に対処しなければならないと思うものですが、市長の考えをお伺いします。以上で当初の質問を終わります。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君(登壇) 斎藤議員の質問にお答えします。

今後の本市の上水道の運営についてであります、現在は、美唄浄水場から配水している美唄水系と、桂沢浄水場から配水している桂沢水系の2水系配水を行っており、大規模な漏水事故が発生した際には、被害が本市全域に及ぶことが無いことから、災害に強い体制と認識しております。一方で、既存の美唄浄水場は完成から45年が経過しており、今後、人口減少による収入減が見込まれる中、浄水場や管きょなど施設の更新が大きな負担となるため、地域創生としての将来を見据えた検討が必要であると考え、水道事業における一つの方策として、従来のダムを水源とする大規模集積型水道システムだけではなく、地下水などを水源とする、小規模分散型水道システムが本市に適用するかを、今年度から北海道大学の地域創生システムデザイン研究室による監修の下、調査・検討を始めたところであります。今後、工業用水道の継続等も含め、大規模集積型と小規模分散型の比較結果を十分考慮し、施設の更新計画や更新費用の縮減効果を総合的かつ慎重に判断したいと考えております。

次に、水道料金の改定についてであります
が、平成27年度に料金改定を行ってから10年
が経過したところであり、物価高騰などの影
響により、施設の維持や更新などにかかる費
用が増加していることから、一般会計からの
繰り入れによって運営しており、経営状況は
大変厳しくなっております。水道事業としま
しては、独立採算経営ができないことは望ま
しくないことから、市民の皆様に安全で安心
な水道水を安定供給するためにも、適正な料
金設定により、健全な経営に努める必要があ
ると考えております。近年、多くの自治体で
も水道管の老朽化が問題視されており、施設
の改修に必要な財源確保のため、料金改定が
行われていることは承知しているところであ
り、本市においても、施設の老朽化から維持
管理費用の増加を懸念しており、料金改定は
必要であるとの認識は持っているところであ
ります。一方で、地域創生としての将来を見
据え、小規模分散型水道システムの調査・検
討を始めたところであり、このシステムが実
現されれば、長期的な視点でのコスト削減が
期待できるものであります。これらの調査・
検討には、一定程度の時間を要することから、
その間、料金改定は行わず、水道事業の持続
可能な運営に向けた方策を見定めた後に、水
道料金の在り方について、市民の皆様にご説
明したいと考えております。

次に、元職員の事件における原因は何かに
ついてでありますが、初めに、経過と考え方
につきましては、これまで、職員に対しては、
全体の奉仕者である公務員としての倫理の保
持と服務規律の徹底を図るため、美唄市職員
倫理規程及び美唄市職員服務規程により、研

修や訓示などを通して、自覚を促してきたところであります。こうした中、本市の入札・契約事務において、このような事件が発生したこと、また、元職員がその事件に関与していたということは、市民の皆さんや地域及び市政運営に対し多大な損害を与えたということであり、こうした取組の効果を見る前に、事件が発生したことを残念に思っているところであります。また、公共工事の発注に当たっては、競争性や公平性及び公正性が確保されなければならないことは言うまでもありませんが、今般、このような事件が発生したことについては、重大な事態であると受け止めており、それ以上に、職員に公務員としてのモラルやコンプライアンスが欠如していることが大きな要因の一つと考えており、大きな危機感を持つとともに、対策が必要であると考えているところであります。

次に、管理職による確認行為につきまして、担当職員及び関係職員による設計変更の際の業務の決裁においては、元職員が落札者と共に謀し、巧妙に準備をして決裁の資料を作成しており、工事の担当者や専決権者では、残念ながら確認しきれなかったものであります。また、警察や検察は公判前ということもあり、捜査情報を開示できないことから、元職員の具体的な手口は知らされておらず、今後、公判の中で明らかにされるものと考えております。

次に、実態検証の実施につきまして、業務における組織の在り方が問われていることにつきましては、元職員が具体的にどのように工事の発注の水増し請求を主導したのかということについて、公判前の捜査情報として知

らされていないところであります。このことから、当面の実態検証としては、警察に押収されていた関係書類が8月5日に返還されたことにより、事件の対象とされている「公共下水道人孔改良工事」を除き、令和2年度から令和6年度までの5か年度における、市発注の下水道工事の全事業について、書類調査を実施し、特に設計変更の増加率の高い工事については、現地調査による確認を併せて行うほか、公判の進展を注視しながら、元職員、株式会社シンセイ建設に対する聞き取りや、相手側代理人弁護士との調整などを進めるところであります。

次に、管理職の職責についてであります。初めに、事件の対象とされる「公共下水道人孔改良工事」の発注から完了までの事務体制としては、都市整備部長、上下水道課長、上下水道課長補佐、事業係長、事業係担当の5人で対応しております、専決権者は都市整備部長となっているところであります。また、工事の管理・監督の体制につきましては、設計者である事業係担当が監督員、上司である係長が主任監督員として、現場の管理・監督を行っており、工事完了検査の体制につきましては、検査員を上下水道課長補佐とし、工事完成検査調書による決裁で工事完成しているところであります。

次に、管理職の職務と職責につきましては、市としましては、事件発覚からこれまで、警察及び検察の捜査に協力をし、9月26日には、札幌地方裁判所において、元職員の第1回の公判が行われるところでありますが、元職員が具体的にどのように工事発注の水増し請求を主導したのかについては、公判前の捜査情報

ということもあり、公判への影響を最小限にとどめたいとの意向から、警察及び検察からの情報はないところであり、公判の進展を注視しながら、事件全体の事実確認ができた段階で、厳正に対処してまいりたいと考えております。

次に、管理職の在り方につきましては、庁内の部課長職に期待し、求められる資質としては、「全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる」とまた「指導力を発揮し、部下の統率を行い、成果を挙げるとともに、部下のワークライフバランスの推進に向けたマネジメントを行うことができること」とされているところであります。私としましては、管理監督の立場にあり、指導的役割を担う元職員が、このような事件を起こしたことに対し、市政の責任者として、また、任命権者として、厳粛に受け止めているところであります。今後は、職員のコンプライアンス意識の醸成を図るため、全職員を対象とした「コンプライアンス研修」を実施するなど、職員と一緒に再発防止に努めてまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 齋藤議員。

●8番齋藤久美夫議員 ご答弁ありがとうございます。

再質問させていただきます。

まず大綱1点目の上水道については、答弁は専門用語が出てましたので、確認させていただきますが、つまり大規模集積型水道システムは、現在の美唄水系と桂沢水系の2水系で配水するシステムと桂沢水系一系に統合して配

水するシステムのことであり、そしてこの二つのシステムに新たに調査・検討を始めた小規模型集積型システム、これは確かに小規模地域ごとに、例えば井戸を掘って、そこからその地域に配水するというシステムと聞いておりますが、複合させるシステムで、これらを組み合せて4パターンのシステムを今後、比較・検討するということを確認させていただきました。これらには、それぞれ一長一短あると思いますが、最重要項目はコストであり、これにはイニシャルコストやランニングコストもあるかと思いますが、先ほど述べました近隣自治体も、コスト面と広域企業団への加入、または企業団からの水を購入する案を比較し、加入も購入もいずれも非常に厳しいとの見解を企業団から示されたこと、そしてコスト面を比較して単独運営の方針としたものがありました。確かに、水道企業団からの水の購入となると、現時点での企業団構成自治体への水の使用分が割り当てられている中からの受水は大変難しいということは容易に納得できます。このようなことから考えますに、先ほどの市長の答弁にもありました、令和3年2月に発生しました大規模断水事案においては、美唄水系と桂沢水系の2水系があったことから、本市全域に被害が及ぶことがなく、残り3分の1の地域、戸数に引き続き配水が可能であり、その後の給水支援にも大きな助けになったことは事実であり、これから検討に入る四つのパターンの比較・検討においても、美唄水系と桂沢水系の2水系を存続させることは、十分考慮すべき項目だと思いますが、市長のお考えを伺います。なお、答弁にもありました工業用水の継続につきましては、

後日開かれる決算委員会において、お伺いしたいと思います。

続いて、水道料金についてですが、市長の答弁にも、水道事業は一般会計からの繰り入れをして運営しており、経営状況は大変厳しい状況となっているとありました。これは、水道管等の老朽化によるインフラ整備が問題視され、早い改修が叫ばれていますし、当初の質問でも、埼玉県の下水道陥没事故があり、引き続き、同様な陥没が全国で起きたため、国からの下水道点検の指示を受け、本市でも、2回定例会で点検のための補正予算を組んだことも思い出されます。また、上下水道料金は、本市では水道料金が平成27年度から、下水道料金に至っては、平成20年度から17年間据置きされていることから、これらの経営状況が厳しいことは大いに想像できます。市長は、将来を見つめ見据えた調査・検討をすると言われましたが、この間においても、インフラの老朽化が進み、当然改修も必要となります。そのような観点から、この水道料金は暫定的でも改正することも必要ではないかと思われますが、市長のお考えをお伺いします。

次に、大綱2点目の元職員の再逮捕については、1項目目の事件における原因については、大きな要因としてはモラルやコンプライアンスの欠如であるとの見解と、そして実務における管理者の確認行為においては、元職員の手口が巧妙であったため、残念ながらその時点で、不正については確認できなかったという趣旨のご答弁がありました。これは当然、元職員も工事費用を受注額より圧縮させ、かつ必要なない工事に設計変更を行って、費用を水増して工事費をだましとろうとするので

あれば、その準備も巧妙となるのは容易に想像できます。そこで、本事件の取組において、実態検証を数年に亘り、書類調査を実施し、実務における組織の在り方を検証していくとのことでありましたので、これをしっかりと実行し、この実務の検証で得られたもの、教訓等を組織の在り方なり、実務の参考として全局的に周知させ、このような事件の再発防止及び実務における職員の心構えの指導施策として捉えるべきと思いますが、市長の考えを伺います。

次に、2項目目の管理職の職責、管理責任については、管理職の在り方として、先ほど重要課題に責任を持って取り組む、部下を統率し、成果を上げるということでありました。しかも、求められる資質として業務を遂行していく中で、合議決裁をした後において、知りませんでした、確認できませんでしたでは済まされないものであります。部下を統率し、成果を上げるという立場からも、そして実態検証を得られた、または得られるであろう教訓等や、今後開かれる公判等を注視しつつ、管理者とはこうあるべきという今後の業務の取組に常に問題意識を持って取り組む姿勢の醸成として、市長の言われましたとおり、厳正に対処していただきたいと思いますが、改めてお伺いいたします。以上で、再質問を終わります。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 齋藤議員の質問にお答えします。

2水系の維持についてですが、市民の皆様に安全で安心な水道水を安定供給するよう、施設の更新費用や経済性など、総合的か

つ慎重に判断してまいります。

次に、暫定的な料金の改定についてであります。物価高騰は、市民生活に深刻な影響を及ぼしており、家計の負担が大きいことから、公共事業である水道料金の改定については、将来の水道運営の方策を見定めた後に、実施したいと考えているところであります。

次に、事件の実態検証についてであります。このような事件が発生したことについては、職員に公務員としてのモラルやコンプライアンスが欠如していることが大きな要因の一つと考えており、大きな危機感を持っているところであります。このため、事件に関連する書類調査と現地調査を実施し、事件の真相解明を早急に進めるとともに、コンプライアンス委員会における取組として、公務員倫理の遵守を再確認する「コンプライアンス研修」を実施するほか、職員の法令遵守、服務規律を確実に保持するための指針として「職員倫理条例」を制定し、職員の法令遵守の意識醸成に最大限、努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、管理職の責務についてであります。管理監督の立場にあり、指導的役割を担う元職員が、このような事件を起こしたことについて、厳粛に受け止めているところであります。このため、公判の進展を注視しながら、事件全体の事実確認ができた段階で、厳正に対処するほか、管理職の在り方、期待され求められる資質について、全職員を対象とした「コンプライアンス研修」を通じて、府内において確認をし、共有した上で、市民の皆さんへの負託に応えることができるよう、また、信頼される組織となるよう、私が先頭に立ち、

職員と一緒に再発防止に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長谷村知重君 齋藤議員。

●8番齋藤久美夫議員 再々質問をさせていただきます。

大綱2点目の元職員の再逮捕についてであります。これは、今月の26日に元職員の背任容疑の初公判が開かれるためか、同じような答弁が繰り返されていることに、ある程度理解はしております。しかし、この問題は非常に重大かつ明確な問題であり、今後の府内の組織としての業務運営上において、厳重厳正に対処することが必要であることは言うまでもありません。ですから、この事件の真相と起きた原因をあらゆる角度から明らかにし、それに基づき、処置・対策、並びにその責任所在の処理が終了するまで、引き続き、私は見てまいりたいと思っております。そのことをお伝えいたしまして、第3回定例会の一般質問を終わります。答弁については、同じことになるであろうと思われますので、結構でございます。

●議長谷村知重君 次に移ります。

7番本郷幸治議員。

●7番本郷幸治議員 令和7年第3回市議会定例会に当たり、大綱2点市長並びに教育長に伺います。

大綱の1点目は、保健福祉行政について、子どもの「5歳児健診」について。

現在本市では、国の母子保健法で義務付けられております子どもの発育状況などを確認するため「乳幼児健診」と「1歳6か月児健診」「3歳児健診」を実施しておりますが、発達障がいの早期発見に向けた5歳児健診について

伺います。1980年代において、神経発達症は当時言われていた、微細の機能障がいや自閉症ぐらいしかありませんでした。現在、注意欠陥多動症、学習障がい、自閉スペクトラム症をはじめとした子どもは、8.8%に達しております。神経発達症は3歳児ぐらいまではっきりしないことが多いですが、4歳になるとほぼ分かるようになっております。家庭では気付くにくく、社会性が入園して友人と関わることではっきりするようになります。3歳児健診で落ちつきがない、指示が入りにくい、会話になりにくい等の特性が見られる集団を対象としたコホート研究では、神経発達症に該当する小児が35.3%、軽度の知的発達症に該当する小児が29.4%、定型発達と思われる小児が35.3%であることが分かっております。神経発達症に気付くのは、3歳児健診では早過ぎ、就学前健診では遅いことが分かり、その間を埋める必要性から、1996年、鳥取県大山町で5歳児健診が始まりました。その後、2007年に厚生労働省の研究班において有用性と感度、特異度、費用対効果などが報告され、全国の自治体で取り組まれるようになりました。

2023年12月には、こども家庭庁において、「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業」が策定され、いずれも公的予算の対象となりました。5歳児健診の目的は、幼児期において、幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障がいが認知される時期であり、保健・医療・福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を

行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることとしております。指摘される疾患としては、注意欠陥多動症、自閉スペクトラム症、知的発達症、場面かん默症、吃音、機能性構音障がいが挙げられます。児童の支援体制を早期に整えることができる利点が多く、2024年度末の道内実施自治体は48市町村と前年度末の4倍に急増しております。本市においても、少子化の現状の中、子どもは宝であり、将来の心身の健やかな成長のためにも、是非、5歳児健診の早期実現に向けて取り組むべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、大綱の2点目について、教育長に伺います。

教育行政について、その一つ目として、児童・生徒の眼の健康について。

G I G Aスクール構想が加速する中、本市におきましては、児童・生徒に1人1台のタブレット端末の環境が整備され、さらに、I C T教育が進化していくことに期待はしております。一方で、懸念されることとは、子どもたちへの心身の健康面について、特に目の健康予防について伺います。

文部科学省の2020年度学校保健統計調書によりますと、裸眼視力1.0未満の児童・生徒が増加傾向にあり、小学校37.52%、中学校58.29%と、いずれも過去最多となっております。この30年ほどでパソコン・ゲーム機が普及し、さらに各世帯でのスマートフォン保有率は83.4%に達するなど、スマホやタブレットが急速に暮らしに浸透しました。近視にとってさらに深刻な病気のリスクが高まるおそれがあると指摘されております。まず考えられるのは、視野を狭める緑内症や網膜剥離な

どの眼の病気のリスクです。

そこで、次の2点について伺います。

一つ目として、本市の児童・生徒の視力検査は、具体的にどのような方法で検査をしているのか。

二つ目として、本市の過去3年間の児童・生徒の裸眼での視力検査で1.0未満の児童・生徒の実態はどうになっているのか。

次に、日常的に家族の世話や介護を担う「ヤングケアラー」について、この問題については、令和6年6月に改正子ども・若者育成支援推進法では、国や自治体の役割が明確化されました。令和6年度から全市区町村での設置が努力義務となった「こども家庭センター」を通じ、当事者に確実な支援が行き届く環境整備が進められております。ヤングケアラーは、自身を当事者として認識していない場合が多く、周囲の大人も深刻な状況に気付きにくい実態があります。そこで国は、新たな支援の取組として、自治体ごとに役割を明確化しました。具体的には、市区町村が実態調査を行い、こども家庭センターから学校などの関係機関を通じて、ケアラー自身に気付きを与え、家族の世話を外部サービスに代替するなど、切れ目のない支援につながり、都道府県において「オンラインなどで個々の相談に応じ、状況の課題の整理」「必要な支援に向けた市町村への働きかけ」「精神的ケアなど専門的な相談を支援する」などの実施体制を整備。子どもや若者の複雑な心情にも十分配慮し、社会の理解を深める広報啓発に取り組むことになりました。私は、この問題を取り上げてから約1年経過しておりますが、本市として、その後の実態調査や環境整備に具体的にどのように

取り組んできたのか、その内容について伺います。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君(登壇) 本郷議員の質問にお答えします。

子どもの5歳児健診についてですが、5歳児は、身体的な発育や精神発達のほか、集団生活を送る上で求められる社会性や調和的な行動などの成長が見られ、基本的な生活習慣が安定する時期とされております。5歳児健診は、子どもの成長発達や日頃の生活習慣及び集団生活について、保護者とともに確認でき、子どもの心身の発達や社会性を促すための専門的な相談の機会を通して、適切な支援や就学の準備につながるものと認識しております。本市においては、令和8年度の実施に向けて、医師、保健師、管理栄養士のほか、子どもの発達や心理の専門職が、子どもの発達支援に従事するとともに、健診後のフォローアップを含め、保育所、幼稚園など、集団生活の場や地域においても支えられるよう、関係部署と情報共有を図り、準備を進めているところであります。美唄市で生まれ育つ子どもたちの将来の可能性を最大限伸ばすことができるよう5歳児健診に取り組んでまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 教育長。

●教育長石塚信彦君(登壇) 本郷議員の質問にお答えします。

児童・生徒の眼の健康予防についてであります。初めに、視力検査の方法につきましては、学校で行う視力検査は、学校保健安全法に基づき、児童・生徒の現在の視力の状態を早期に把握し、必要に応じて眼科受診につ

なげることを目的に、各学校で実施しております。市内小中学校の検査方法は、基本的に裸眼による視力検査を実施しておりますが、既に眼鏡やコンタクトレンズを使用している児童・生徒については、眼鏡等を使用した状態による矯正視力検査を行っております。これは、日常的に眼鏡等を使用している児童・生徒が、視力検査を通じて、その矯正具が適切であるかどうかを確認するために実施しております。視力検査の結果については、全ての児童・生徒の保護者に対して情報提供を行うとともに、左右いずれかの視力が1.0未満であった児童・生徒の保護者に対しては、必要に応じて医療機関等の受診を促しているところであります。

次に、過去3年間の視力検査における1.0未満の児童・生徒の実態につきましては、裸眼による視力検査及び矯正視力検査の結果で申し上げますと、令和5年度は、中央小が43.5%、東小が57.8%、美唄中が44.6%、東中が50.9%となっております。令和6年度は、中央小が37.9%、東小が52.2%、美唄中が56.1%、東中が67.4%となっており、令和7年度は、中央小が46.4%、東小が54.5%、美唄中が54.2%、東中が63.8%となっております。このような結果から、近年のデジタル機器の急速な普及に伴い、学校現場におけるタブレット端末の利用や、家庭におけるスマートフォンの使用の増加により、児童・生徒の視力低下や眼の疾患のリスクが高まっているものと考えております。このため、学校内においてタブレット端末の使用時間の管理や正しい姿勢での利用について引き続き注意を払い、また、各家庭におきましてもスマートフォンの利用に関

するルールの策定や指導をお願いするなど、家庭と学校が連携して、児童・生徒の眼の健康を守るための取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、ヤングケアラーに対する取組についてでありますが、子ども・若者育成支援推進法の改正により、ヤングケアラーが法的に支援対象として明文化され、市区町村が実態調査を通じて該当者を発見し、こども家庭センターを通じて学校等と連携して、支援へつなげる仕組みが整えられました。具体的には、学校などが気になる子どもたちの把握を行い、こども家庭センターにて情報提供を集約し、家庭の状況に応じたサポートプランを作成して、必要な介護サービスなどの外部支援につなげる体制が推進されています。本市では、令和8年度にこども家庭センターを開設する予定でありますので、教育委員会といたしましては、新たに設立するこども家庭センターとの綿密な連携の下、気になる子どもを的確に把握し、情報提供を行い、適切に支援につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長谷村知重君 次に移ります。

3番江川いつみ議員。

●3番江川いつみ議員 令和7年第3回定例会において、大綱4点について市長並びに教育長にお伺いいたします。

大綱の1点目は、鳥獣保護管理行政についてということで、先般、危険鳥獣に指定されたヒグマ出没への対応強化について伺います。

道内におけるヒグマ被害が増加し、農作物の被害はもちろん、人命に及ぶものもあり、新聞等でヒグマ被害や対策の文字を見ない日

はありません。空知管内におけるヒグマの出没数も増加しており、美唄市内でも、茶志内、東美唄、南美唄などで、複数の出没が確認されており、ヒグマに襲われてけがをする事例も発生し、住民の不安はますます高まっています。また、9月1日より改正鳥獣保護管理法が施行し、市町村判断で緊急銃猟が可能となりました。北海道猟友会は「誤射等の責任の所在が不明なままでは発砲を断ることもある」としています。また、美唄警察署も来年には岩見沢警察署に統合されると伺っています。こうした状況を踏まえ、市長の見解や市の対応方針を伺います。

まず、令和6年度、7年度におけるヒグマの出没件数と傾向について、市としてどのように把握、分析しているのか。また、市街地近接地域への出没については、どの程度の危機感を持っているのかを伺います。

二つ目に、出没時の通報・初動対応体制について、警察・猟友会・空知総合振興局などの連携状況を伺います。また、猟友会の高齢化や人材不足など、対応体制の課題についての市の認識と改善方針を伺います。

三つ目に、住民への状況情報提供について、現在はどのようにになっているのか。また、即応性の高い手段の導入について、市の見解を伺います。

四つ目に、市街地周辺の緑地や河川敷がヒグマ出没のルートとなっている事例が多く見られますが、これらの管理体制について、現状と課題を伺うとともに、草刈りや視認性の向上など、予防的対策について検討されているかどうかを伺います。

五つ目に、空知管内では複数の自治体でヒ

グマの出没が確認されており、広域的な対応が求められる状態であります。空知総合振興局や近隣市町村との技術交流や連携体制について伺います。

最後六つ目に、ヒグマ対策に関する予算措置や制度的支援について、国や道に対してどのような要望を行っているのか。また、予算編成において市独自の対策強化を検討しているのかを伺います。

大綱2点目の、地域包括ケアについて伺います。

地域包括ケアの定義は、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体に提供される体制」となり、それを実現させるために、介護サービス事業者の存在はとても大きいものです。今年2年ぶりに介護や障がいサービスの事業所20か所あまりにアンケート調査をお願いして、私なりに事業所の実情を伺ってまいりましたので、その声を伝えながら質問させていただきたいと思います。

最初に、介護職不足に対する支援及び物価高騰に対する支援について伺います。

一つは、介護人材不足を補い、生産性を上げるために、介護ロボットやＩＣＴを導入しているところが増えてきています。しかし、導入費用が高額であることや、有効性が不明なため、導入にちゅうちょしているところもあります。美唄市高齢者保健福祉計画によると、市としては、介護ロボットの導入やＩＣＴの活用についても前向きのようですが、美唄市内における介護ロボットの普及状態と有効性、補助金、導入費用などへの支援はある

のかどうか、また検討されているのかを伺います。

二つ目は、地域包括ケアの推進には、外国人介護人材も貴重な資源となっておりますが、事業者に課題を伺うと、やはり人材紹介会社へ支払う費用が大きいこと、日本語の習得やコミュニケーション力が問題になっているようです。市が把握している外国人介護人材の状況と外国人介護人材の雇用に対して、市が行っている財政支援を含む支援について伺います。

三つ目は、地域包括ケアシステムの維持には、介護事業所の安定的な運営が不可欠であると考えます。食糧費や光熱費などの物価高騰のあおりは、介護報酬の低さと相まって、経営状況を悪化させているようです。市では、重点支援地方交付金の使途として、介護サービス事業所への支援が行われていないと伺っております。財政的・制度的支援の拡充について、市としてどのような方針を持っておられるのかを伺います。

次に、介護事業者の持続可能性と地域包括ケアの深化についてありますが、団塊ジュニア世代が65歳になり、高齢者がピークに達すると言われている2040年問題、そのとき、国は高齢化率を35%としていますが、美唄市はもう既に現在でも44%を超えております。国より先読みした施策を打たなければ手遅れとなります。地域包括ケア条例を道内でどのまちよりも先に策定した美唄としては、意気込みとプライドを持って施策を展開していただきたいと思っております。

そこで一つ目は、市として介護サービス事業の将来予測と市の認識について伺います。

二つ目は、国が将来像としてうたっている地域完結型ケアのために必要な地域包括ケアの深化や、多機能サービスへの転換についての見解を伺います。

大綱三つ目になりますが、「手話施策推進法」について、これは美唄市手話言語条例と密接に関わりますので、伺いたいと思います。

本年6月に手話に関する施策の推進に関する法律が制定され、手話が言語であることが明確に位置付けられるとともに、地方自治体に対しても、施策の策定や実施の責務が示されました。これは、聴覚障がい者の言語的権利を保障し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けた大きな一歩であります。美唄市は、11年前となる、平成26年に市議会が国会に対し、「手話言語法の早期制定を求める意見書」を提出し、令和2年に美唄市手話言語条例を制定、翌年、令和3年には全国手話言語市区長会に市長が加盟するなど、法律の施行に先駆けて施策を打ち出し、取り組んでまいりました。しかし、条例制定後に活発な活動を行っている他市町に比べて積極的とは言えません。そこで、伺います。

一つ目は、美唄市手話言語条例には、手話に関する市の責務や市民及び事業者の役割が明記されていますが、どのように周知されているのでしょうか。また、美唄市手話言語推進委員会委員の役割や活動はどのようなものであるのか伺います。

二つ目は、手話による情報発信と言ひながら、市が主催するイベント等に手話通訳者が配置されることがほぼ行われていないように思います。そのことに対する市長の見解を伺います。また、この法律が施行され、美唄市

の施策に新たに加えようとしているもの、活発化させようとしているものがあれば伺います。

次に、教育長に伺います。この法律の施策推進法の13条には、児童・生徒に等に対する手話学習の機会の提供とあります。美唄市教育委員会としては、この点に関して、どのように対応されるのかを伺います。

最後の大綱4点目になりますが、文化行政ということで、先般、所管事務調査の対象となった市指定文化財でもある公民館「桜井邸分館」について伺います。

美唄市には、地域の歴史と文化を今に伝える貴重な文化財が数多く存在します。その中でも、桜井邸分館(旧桜井家住宅)は、近代美唄の歴史を象徴する建物です。現在、この施設は老朽化が激しく、2階や奥座敷など、利用が制限されている状況にあります。市民が文化に親しみ、地域のアイデンティティを育む場として、再び活用されるためには、保存と活用の両面からの方策が求められます。そこで伺います。

一つ目に、市として、桜井邸分館の現状と課題をどのように認識されているかを伺います。

二つ目に、教育行政執行方針の文化財等保護において、旧桜井家住宅については、適正な維持・保全に努め、次世代への継承に努めるとなっております。隅々まで内部を見学したり、公民館として再び利用ができるまでに修理・保全する計画があるのかどうか、また検討されているのか伺います。

三つ目に、市民が親しまれる場としての活用方針についてですが、以前は地域文化体験

の場として、落語会やお茶会などの和の文化体験の場として、そして、古くは百万廻まりの連廻づくりの会場として、そして郷土史研究会の例会場として活用されていたこともありました。できるだけ多くの方に利用してもらうことは、維持管理にとっても重要なことであると思いますが、例えば、歴史見学の場として、学校教育の中に取り入れるとか、市民が気軽に立ち寄れる市民交流スペースとして整備活用する構想があるのか伺います。

四つ目に、市民参画と財源確保の工夫についてでありますが、東明にある4110系式十輪連結タンク機関車2号やアルテピアツツア美唄として活用されている旧栄小学校校舎のように、他の指定有形文化財で取り入れられたクラウドファンディング型ふるさと納税による保全修理の仕組みの導入は検討されているでしょうか。また、東明の機関車においては、東明駅舎保存会の皆様がボランティアで周辺の管理や機関車の歴史などの説明を行っています。桜井邸分館においても市民の参画や法人企業などとの連携による管理体制の構築は可能であるのか、検討されているのかを伺います。当初の質問は以上でございます。

●議長谷村知重君 一般質問中ですが、11時10分まで休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時10分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

江川議員の質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) 江川議員の質問にお答えします。

クマの出没状況と市の認識についてであります、ヒグマのウン等の痕跡を含む目撃情報は、令和6年度では18件、令和7年度は9月1日現在で16件であり、出没の傾向としては山間部が多く、一部、茶志内地区や中村地区の農村地域でも目撃されておりますが、道道美唄富良野線の開通に伴い、目撃通報の件数が増えたものと分析しております。また、ヒグマの市街地近接地域出没での危機感については、人命や財産に重大かつ深刻な事態を招くと認識しており、市民には、情報の迅速な提供と適切な避難誘導を行い、美唄警察署・北海道猟友会美唄支部・北海道空知総合振興局と連携し、情報収集と情報共有の徹底、万一の事態に備えた体制整備の強化に努めてまいります。

次に、現行対応と課題についてであります、関係機関・団体と緊密に連携し、通報受信、情報共有、現場確認や出動要請など、一体的な対応に努めています。また、課題としましては、猟友会美唄支部の高齢化や担い手不足が大きな課題であると認識しており、鳥獣被害防止総合対策交付金に上乗せする形で、市独自に助成し、ハンターの育成や魅力向上を図っており、今後におきましても、北海道や猟友会美唄支部と連携し、会員確保・育成について、検討してまいります。

次に、情報発信と住民啓発についてであります、市のホームページやフェイスブックを活用した情報発信のほか、看板設置や個別訪問による注意喚起を行っております。また、

より即応性の高い手段として、今後、市の公式LINEにおいて、野生鳥獣に関する目撃情報の発信に努めてまいります。

次に、緑地・やぶ地の管理と予防策についてであります、市街地に隣接する河川敷地等の草刈りは、効果的であると思われますが、草刈範囲が広範囲に及ぶため、全ての区域で十分な管理体制は難しい状況にあると考えており、ヒグマの出没情報の迅速な情報共有や啓発活動の強化を進めているところであります。

次に、広域連携と技術交流についてであります、隣接する三笠市とは「三笠・美唄広域有害鳥獣被害防止対策協議会」を設置しているほか、奈井江町や空知総合振興局とも出没情報の共有を行っており、今後につきましても、同様に連携を図ってまいります。

次に、財源措置と制度的支援についてであります、本年9月3日、北海道、北海道市長会、北海道町村会、3者の連名により、環境省並びに北海道選出国會議員に対して「ヒグマ被害緊急対策に関する要望書」を提出しており、要望書には、ヒグマ対策に関する財政支援措置などについて記載されていることから、今後、国の状況を見定めながら、市としての対策強化を検討してまいります。

次に、介護職不足に対する支援及び物価高騰に対する支援についてでありますが、初めに、介護ロボットの普及支援につきましては、国において、介護従事者の負担軽減と介護業務の効率化を図るとともに、介護サービスの質の向上を図ることを目的として、「介護ロボット導入支援事業」により補助金を交付しているところであり、本市においては、平成28

年度に1事業者が当該補助金を活用しているところであります。介護ロボットの効果に不安を感じている事業者に対しましては、開発企業から試用貸出しを受けることで、機能や性能の有効性及び安全性の確認を事前に行うこともでき、介護ロボット等の相談窓口も設置されております。市といたしましても、引き続き各事業所へ国等の補助金の活用について周知してまいります。

次に、外国人介護従事者の現状と支援についてであります。本年6月現在、各事業所において24人の外国人の方が、市内の入所系の施設に従事していると承知しております。市といたしましては、介護事業者に対する個別の財政支援は行っていないところですが、外国人従事者の方を対象に「認知症の理解を深める研修会」を開催し、認知症についての正しい理解と知識を深めていただくとともに、慣れない環境での悩みや、日頃の思いなどを伝え合い、コミュニケーションを図る場の提供を行っているところであります。また、本年7月には、美唄市に居住する外国人が安全かつ安心に暮らせる環境整備を目的に、美唄市多文化共生推進協議会を設立し、8月に消防や警察への通報訓練の体験会を開催したところです。本市の介護現場においても、欠かすことのできない外国人従事者の方がやる気を持って働き、安全安心で充実した日々を過ごしてもらうとともに、美唄で長く働きたいと思えるよう、引き続き支援してまいります。

次に、物価高騰対策のための財政支援についてであります。現時点において、各事業所からの具体的な支援要望等はないものの、ご指摘のとおり、昨今の物価高騰により、介

護事業所を含む民間事業者の経営環境は厳しさを増していると認識しております。本市としましても、介護を担う介護事業所の重要性は認識しており、今後も経営状況等について注視してまいります。

次に、地方創生臨時交付金(重点支援地方交付金)の活用についてであります。この交付金は、国の交付要綱に基づき、地域全体に波及効果のある公共性の高い事業に使用することが求められており、個別の民間事業者の経営損失を直接補填することは、趣旨にそぐわないものと考えております。いずれにいたしましても、介護事業所との対話の中で、業界全体に共通する課題を把握し、解決に向けた施策の推進に努めてまいります。

次に、介護サービス事業者の持続可能性と地域包括ケアの深化についてであります。初めに、介護サービス需要の将来予測と市の認識についてであります。第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画から、令和5年度の要支援・要介護認定者数は2,011人、令和8年度は2,046人、令和12年度は2,002人と推計しており、サービス利用者についても大きな増減はないと認識しているところであります。一方で、長期的には、高齢者数は減少することが見込まれ、これに伴いサービス需要も減少することが推測されるところであります。

次に、地域包括ケアの深化と多機能型サービスへの転換についてであります。当該計画における介護ニーズの見込みとして、本人、家族の体調不良等で一時的に手厚い支援が必要な高齢者に対し、重点的にサービスを提供する小規模多機能型サービスの需要が高まる

と推測しており、市内におけるサービス提供体制の構築を進めてまいります。いずれにいたしましても、多様化する介護ニーズに合ったサービスの提供ができるよう取り組んでまいります。

次に、美唄市手話言語条例の周知と美唄市手話言語推進委員会委員の役割についてであります。本市は、令和2年に美唄市手話言語条例を制定し、全ての人々が安心して、その人らしく、いきいきと日常生活を営み、社会参加ができる地域共生社会を目指し、取組を行っております。手話が言語であると認識していただくための取組として、市が作成したパンフレット「みんなの手話」による普及啓発や、福祉に関する行事に手話通訳者を配置するなど、手話に触れる機会や知る機会を設け、市民への周知と理解促進に努めております。また、美唄市手話言語条例推進委員会では、手話の普及啓発や環境整備に関する内容の検討を行い、市への提言や施策の内容等について検討を行うなど重要な役割と活動を担っていただいております。

次に、施策の推進についてでありますが、聴覚に障がいがある方をはじめ、誰もが参加しやすい環境を整えることは重要であると認識しております。現状においては、市が主催する福祉関連の一部の行事で手話通訳者を配置しております。今後は、音声認識機能を有した機器の活用で文字によるコミュニケーションを図るなど、後天性の聴覚障がい者への支援対策を含め、手話施策推進法の理念に基づき、手話言語条例推進委員会などを通じ、新たな施策について検討してまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 教育長。

●教育長石塚信彦君(登壇) 江川議員の質問にお答えします。

学校教育における手話学習機会の提供についてであります。「手話に関する施策の推進に関する法律」第13条に「児童・生徒等に対する手話の学習機会の提供」が明記されており、学校教育を通じて手話に関する理解と関心を深めることが求められております。教育委員会といたしましても、美唄市手話言語条例の理念を踏まえ、手話が言語であるとの認識の下、児童・生徒が手話に親しみ、共生社会の一員として、多様なコミュニケーション手段を理解することは重要であると考えております。今後におきましては、先進事例などの情報提供を行いながら、総合的な学習の時間、各教科、行事などで手話を学習する機会を取り入れ、児童・生徒が手話に関する理解と関心を深められるよう指導・支援するとともに、児童・生徒が手話を通じて、多様な価値観に触れ、互いの個性を認め合い、尊重し合い、支え合う教育環境の醸成に努めてまいります。

次に、桜井邸分館についてでありますが、初めに、現状と課題につきましては、大正7年建築の当分館は、初代市長の桜井氏のご遺族から寄贈され、40年以上が経過し、老朽化が著しく、現在は美唄市指定文化財として施設の適切な維持管理や必要な修繕に努めているところでありますが、これまでの年月と豪雪等の影響により、建物に傾きが生じるなど、維持管理は非常に難しく、公民館機能を休止しているところであります。

次に、次世代への継承につきましては、指

定文化財等を後世に語り継ぐための一つの方策といたしまして、令和7年度事業において、施設の内部・外部の情報をデータとして計測・保存することで、今後、VRなどの映像記録としての閲覧も可能となるなど、文化財保護手段の一つとして活用していきたいと考えております。

次に、市民が親しめる場としての活用方針につきましては、検討していないところではあります、美唄市公共施設等個別施設計画に基づき、利用状況を勘案しながら見直しを検討するとともに、文化財としての保全と維持管理に努めてまいります。

次に、市民参画と財源確保の工夫につきましては、市民参画については現在、指定管理者には、開館時の受付と清掃業務を委託し、利用者から事前の説明依頼があった場合は、生涯学習課で対応しておりますが、新たな連携は可能であると考えることから、企業や団体等からの相談に応じて、新たな連携も検討してまいります。また、施設整備が必要になった場合の財源確保については、国や道などの交付金やクラウドファンディング型のふるさと納税など、財源確保に向け、市長部局と検討してまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 江川議員。

●3番江川いつみ議員 それぞれに再質問させていただきます。

まず、ヒグマ出没への対応強化についてであります、道道美唄富良野線の開通がヒグマの目撃数を増やしているのではないかという分析であったかと思います。周辺開発や観光事業に大きく関わりますので、知床のヒグマ対策同様、ヒグマを人間慣れさせることな

く、カメラを構えるのではなく警笛を鳴らすことを喚起するなどということが必要になるのではないかと思いました。

質問ですが、答弁の中に、三笠市と三笠美唄広域有害鳥獣被害防止対策協議会というものを設置し、連携しているとありました、三笠市では、熟練者による指導の下、GPSなどを活用し、若手ハンターを育成しながら、春季管理捕獲(春熊撃ち)というものを行っていると伺っております。また、北海道では「ひぐまっぷ」というICTツールが導入されており、美唄市も参加していると伺いました。美唄市も三笠市のような春期管理捕獲を検討されているのか。また、ひぐまっぷはどのように活用されているのか伺います。

二つ目には、美唄市には農業科があり、度々生命学の中村桂子先生のお話を伺う機会を作っております。美唄市として、人間と野生鳥獣の共存というのは、まず相手を知ることと、住み分けの境界線が大事な視点だと思います。住民がやるべきこと、知っておくべき知識、クマの習性、出会ったときに命を守る方法などを学ぶ機会を是非とも早急に作っていただきたいと考えます。市長のお考えをお伺いいたします。

最後に、この問題の最後ですけれども、緊急銃猟に関わることですが、令和5年に上美唄にヒグマが出没し、発砲となったことがあります。その当時のオープンディスカッショントでもこの質問が出まして、市長のお答えの中に、対応や発砲までに時間がかかったのは、警察とのやり取り、警察の判断待ちであったからであり、今後、早急に対応マニュアルを作成して市民にお知らせするというふうに話

されたことを記憶しております。その後マニュアルはどうなったのか、今回の法改正を受けて、緊急銃猟の際、美唄市長としての判断基準、そしてまた、美唄の猟友会の皆さんとの対応はどうなるのかをお伺いしたいと思います。

次に、地域包括ケアについて、再質問させていただきます。

介護事業者への支援ですが、財政支援については、現状では大変難しいのだろうということが分かりました。しかし、それ以上に事業者や福祉現場で働く人々は苦しいという実情を分かっていただきたいと思います。一昨日の石破首相の退任会見の中でも、この間の課題として、物価高騰、米価高騰などとともに、早期に解決が必要なもの一つとして、医療・介護・福祉従事者の報酬の低さを挙げていらっしゃいました。それぞれの事業所では、人材の確保のために賃金を上げ、定年年齢を上げ、年齢に応じた業務配置をし、お金をかけて外国人人材を採用し、時間をかけて、コミュニケーションや生活支援をしておられ、何とか工面されています。市が地域包括ケアの全体を把握し、事業者の実情を知り、連携することが非常に大切です。重点支援地方交付金については、国から物価高騰対策として、介護事業者への支援が該当すると通知されておりながら、美唄市がそぐわないと判断されたことは非常に残念なことでした。美唄市は、高齢になっても住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるまちを目指しています。先ほども申し上げましたが、美唄市は、国が言うところの2040年問題や人口の4人に1人が75歳になるという、2050年問題の状態に既に

到達しております。国の施策の先を行かなければ持続できません。そこで、質問させていただきます。

市長は持続可能なまちづくりというのを掲げられて、今最も力を入れているものの施策にDXの推進というものがあります。是非、福祉分野でも、福祉DX、介護DXとして取り入れていただきたいと思います。事業所が行政に期待するものの中に、介護職のイメージアップというものがありました。3Kと言われ、敬遠されがちな福祉サービス現場の働き方やサービスの質そのものを変革し、最新のものを取り入れ、介護の生産を上げ、地域包括ケアの持続、可能性を高めていただきたいと思います。そのための事業者支援や財政支援を含めて、進めていただきたいと思っています。市長のお考えを伺います。

次に、手話施策推進法の成立について、再質問させていただきます。

先ほども申しましたが、この法律の制定は、美唄市民の念願でした。手話は言語であるということ、そして手話言語は多文化やマイノリティーを理解する機会を作り出します。そして言語であるが故に、使う機会、学ぶ機会、考える機会が少なくなると、忘れられて消えてしまいます。市長が全国手話言語市区長会の会員であるからこそ、伺いたいと思っているのですが、この法律の13条、国民の理解と関心の増進、14条の手話の日、15条の人材の確保、特に適切な待遇の確保においては、市町村が行うべきことであり、手話言語条例のある美唄市にとって、欠かせない専門職が会計年度任用職員という身分であるため、施策の推進に支障を來していたのではないかと

も考えます。美唄市はこれまで700人規模のいくつかの全道的なろうあ者大会の誘致や長年の手話サークルの活動を支援してきました。それに応えるように、協力を得ながら手話通訳者の派遣、要請、設置など、空知管内では一早く施策として行ってきた実績があります。これまでの歴史、美唄市手話言語条例の名に恥じないように、市全体で手話言語施策を推進していただきたいと思います。例えば、市長ご自身が挨拶等でワンフレーズでもいいので、手話を使ってくださると市民に市長が手話言語を大切に思い、手話の普及に努められようとしていることが伝わります。9月23日は手話言語国際デーですが、世界各国でブルーライト、手話言語が人権であることを認め合います。是非美唄市でも、主要な建物をブルーライトアップすることで、世界的な取組に参加していただきたいと思います。市民の意識が変わります。そして今後、もし専任手話通訳者が必要であると判断される場合には、是非、正規職員で採用することをご検討願いたいと思います。まだまだ小さなまちでもできることは多数あると思います。市長のお考えをお伺いします。学校における手話学習の機会の提供については、是非ともこれからを期待したいと思っております。

桜井邸分館については、指定有形文化財としては、実際に見学できるスペースが狭まり、公民館分館として使用禁止で、機能を果たされず、市民もどうにかならないものかと思いつつ、老朽化した文化財の修理が難しいと伺い、ただただ時間が経過しているように思います。しかし、昨日の同僚議員の観光行政における炭鉄港の質問の際に、市長部局からも

指定有形文化財について前向きなご意見、ご答弁が伺えたと思っております。建物は人の出入りがなければ、ますます傷んでしまうという点は常識であります。是非、教育委員会と市長部局が協力して、地域に愛着を持ち、シビックプライドの一つとして、市内外に発信でき、人を招いている文化的な施設となるように期待しておりますが、これについての再質問はいたしません。再質問は以上でございます。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 江川議員の質問にお答えします。

春期管理捕獲についてですが、生態系への影響やヒグマの痕跡を追うなど、ハンターの負担や危険が伴う捕獲となることから、現在のところ実施する予定はありません。また、「ひぐまっぷ」につきましては、市のホームページとは別に、ヒグマが目撃された位置情報を公開しておりますが、今後、市のホームページとリンクして位置情報を確認できるよう検討してまいります。

次に、人間と野生動物の棲み分けについてであります。ヒグマの個体数を適切に管理するとともに、誘引の原因となる生ごみの管理の徹底、空き地や空き家周辺の草刈りを行うなど、市街地へ寄せ付けない行動や人命を守る方法の周知も重要であることから、今後も情報発信に努めてまいります。

次に、緊急銃猟の判断基準についてであります。今年7月に環境省から発出された緊急銃猟ガイドラインに示されている四つの条件を全て満たす場合に実施できるとされており、一つ目として、危険鳥獣が人の日常生活圏へ

侵入していること、二つ目として、人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要であること、三つ目として、銃猟以外の方法では、的確かつ迅速に捕獲をすることが困難であること、四つ目として、避難等によって、地域住民に弾丸が到達する恐れがないこととされているため、今後、市の対応マニュアルを策定し、広報紙などで周知とともに、公園や住宅街に出没した場合には、警察官職務執行法による対応となることも考えられることから、美唄警察署と連携を図り、協議・検討してまいります。また、緊急銃猟等に対するご理解と捕獲業務へご協力いただくため、猟友会美唄支部と定期的な連絡調整を行いながら、連携を強固なものとし、対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、福祉・介護分野でのDXについてであります。2040年に向けたサービス提供体制の在り方として、本年7月に厚生労働省から示された資料の中では、テクノロジー導入により、専門職の業務の効率化を行うことで、生み出された時間を直接的な介護ケアに充てることが理想とされています。本市といたしましては、市民及び民間企業などと協働し、デジタルを活用したまちづくりに既に取り組んでいることから、その取組を生かし、福祉・介護分野においてもDXを推進してまいりたいと考えております。

次に、手話に関する今後の施策についてであります。本市では美唄市手話言語条例の制定後に、パンフレット「みんなの手話」を作成し、各家庭に配布したほか、市内にある市の施設や医療機関、金融機関などへ配置するなど、啓発活動や理解促進に努めてまいり

ました。なお、令和5年に手話通訳を担っていた職員の退職もありましたが、北海道や北海道空知総合振興局をはじめ、各関係団体などから支援や助言を受け、大きな影響はなく対応することができました。いずれにいたしましても、各関係団体や手話言語条例推進委員会委員のご意見をいただきながら、引き続き、手話に対する施策を推進してまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 次に移ります。

6番吉岡建二郎議員。

●6番吉岡建二郎議員 2025年第3回定例会において大綱2点について市長に質問をいたします。

大綱1点目、市政報告について伺います。

本定例会冒頭で行われた市政報告では、元職員の逮捕についての報告がありました。この件についての質問なんですけれども、先ほど同僚議員からの質問の中で触れられていた点、重なる点もありますので、その点については、私のほうで質問の予定ではありましたが、ご答弁いただかない形で省略ということで、発言だけ少しきさせていただこうかと思います。

元職員の再逮捕ということで、水増し請求による背任容疑での再逮捕ということでしたが、チェック体制について伺う予定でした。チェック体制については、答弁にあったとおりだったと把握をいたしました。公判も、9月26日が第1回ということで、これからまだまだ不透明な部分も多く、また別の機会に公判が進んでいき進展があれば、追って質問をさせていただきたいと考えています。また、この点についてなんですけれども、再逮捕につ

いて、今回水増し請求ということですから、今後の対応で、今まだ起訴されたばかりで、公判はこれからとなってくるところではありますけれども、年月経って、裁判終結して、もし有罪と確定した場合には、やはり民事訴訟を起こして、損害賠償請求、市のほうから受けている損害を賠償請求するということ、考えられるところなのかなと考えています。この損害賠償請求については、現状市ではどのように考えているかを伺います。

また、市政報告の中では、美唄市コンプライアンス委員会を創設したとの報告がありました。コンプライアンス委員会についても、一部、質問したかったところで実態検証の実施というものがありましたので、それについて伺う予定だったんですけども、こちらについても、同僚議員からの質問での答弁がありましたので、改めて伺うことはありません。押収されていた資料が返還されたのは8月5日ということで、またこちらも公判の進展、大きく関わってくることかと理解をいたしました。是非、実態検証の実施を進めていただいて、検証が進んだ際には、改めてまた市政報告なり、市民の目にしっかりと見える形での報告をいただければと考えます。

それで、コンプライアンス委員会についての部分では、職員倫理条例の制定に取り組むとありました。職員倫理条例の制定に向けてということで、その考え方、どのような考え方でこの条例の制定ということになるのかについてお伺います。

大綱の2点目です。買い物難民対策について伺います。

買い物難民、買い物弱者ですか、買い物

困難者とも言われるもので、大体調べますと2010年前後から、全国的な社会問題と言われるようになり始めたものということで、問題提起がされてから15年ほど経っているということです。例えば、近場の商店の閉店、歩いて通える、自転車で通えるといったところが閉店することで、買い物がなかなかできなくなるといったことや、また最近ですと高齢による免許の返納によって、行動範囲が狭まることで、なかなかこれまでのように買い物ができなくなる。あと、公共交通機関がなくなるといった形で買い物が困難になっていくという状況が生まれるというのが、この買い物難民という問題なんだと捉えています。とりわけ、本市は人口減少、そして高齢化が進んでいるわけですから、対策というのは、問題として出てきてから少々時間も経っていますし、実際にそろそろ表面化もしてきているものなのかなと思いますから、具体的な対策を早急にとっていく必要があるのではないかと考えています。

そこで質問なんですけれども、買い物難民について、本市の認識と本市の実態の把握、どのような形でされているのか、されていなければ今後是非とも行っていただきたいことだと思うんですけども、是非この点について伺いたいと思います。

また、買い物難民の対策についてなんですけれども、やはり市民の声を伺っていますと、現状でも、特に母町ではない地域というんですか、商店がない地域もありますから、そういう方々だと移動販売など利用されているということはよく聞くんですけど、それでも、やはり買い物は大変だという言葉は聞きます。

それを即座に買い物難民と言っていいかどうかは判断しかねるんですけれども、ただ、現在進行形の課題なんだなということを常々実感しています。間違いなく、将来的には問題自体は更に大きなものになっていく、規模としても、そして個々の市民の困難さとしても、大きくなっていくものだと考えているんですけども、今後どのような対策を取っていくのか。買い物難民について伺いたいと思います。以上、大綱2点についてお答えをお願いいたします。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君(登壇) 吉岡議員の質問にお答えします。

元職員の再逮捕についてですが、今後の対応につきましては、元職員の第1回公判が控えている中、今後の見通しは現時点において不透明ではありますが、引き続き、警察・検察に全面的に協力し、公判の進展を注視しながら、事実関係の把握に努め、公判が結審して損害額が確定された段階で、顧問弁護士と相談し、損害賠償請求に係る民事訴訟の提起について検討したいと考えているところであります。

次にコンプライアンス委員会についてであります、職員倫理条例の制定につきましては、今回の事件の発生は、入札・契約制度の制度的欠陥が主たる要因ではなく、制度を適正に扱うべき元職員のコンプライアンスの欠如によるものであることは明白な事実であると考えております。このことから、再発防止に向けては、職員一人一人の公務員倫理の遵守が必要不可欠であると踏まえ、職員の法令遵守と服務規律を再確認して、これを確実に

保持するための指針として、現在の「美唄市職員倫理規程」を改編し、「美唄市職員倫理条例」を新たに制定するものであります。

次に、買い物難民についてであります、

「買い物難民」の主な要因は、店舗の減少や撤退、高齢化や健康状態の悪化等による移動困難、交通網の弱体化、単身世帯の増加などが挙げられており、買い物難民がもたらす課題といいたしましては、社会的な孤立、生活の質の低下、健康問題などが挙げられ、高齢化や過疎化が進む地域にとって、深刻な問題となっております。本市も、過疎化、高齢化が進む地域であり、郊外に居住されている方だけでなく、いわゆる母町地区に居住されている方も、「買い物難民」になりうる状況であることは認識しておりますが、買い物難民としての具体的な人数につきましては、把握できていないところであります。

次に、買い物難民の対策についてであります、本市の現状といいたしまして、民間事業者が提供している移動販売車や宅配などのサービスがあるほか、市では、乗り合いタクシーやA I デマンドバスを運行するとともに、毎週土曜日、進徳地域・いなほ地域の二つの地域から、コアビバイまでの無料の買い物バス運行に対し、支援を行っております。今後につきましては、移動販売等のサービスを提供している民間事業者をはじめ、生鮮食料品の販売を行っている市内事業者や美唄商工会議所と連携を図り、現状と課題の把握に努めるとともに、公共交通環境の維持・向上に引き続き取り組むなど、必要な対策について検討してまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 吉岡議員。

●6番吉岡建二郎議員 ご答弁ありがとうございます。再質問をいたします。

まず市政報告についての部分、元職員の再逮捕についての損害賠償については理解をいたしました。全体が把握されてからでないとなかなか決めづらいところではあるかと思いますが、是非ともそういった部分、動いていく必要があるかと思いますので、損害賠償、しっかりと今後の検討を進めていっていただけたらと思います。

また、コンプライアンス委員会についての部分です。職員倫理条例の制定についてということで、具体的に現時点で想定している改編の内容がどういったものになってくるのか、ちょっとそこが市政報告や今のご答弁を伺っても、具体的なものっていうのがなかなか分かりづらいなと思いますので、是非そこをお答えいただければと思います。また、ご答弁いただいた中では、美唄市職員倫理規程を改編し、美唄市職員倫理条例を新たに制定すると、こういった形でお答えをいただきました。規定から条例と改編をするということで、それによって、職員の倫理感の確保というのがどうできるものなのか、どうつながっていくのかという点についてお伺います。

併せて、コンプライアンス委員会にも関わってくることかと考えます。今回の件、全体について関わってくることなんだと思いますけれども、事件として全く同じとは言いませんが、似たような事例として平成18年の本市職員が競売入札妨害及び収賄の容疑で起訴され、その起訴事実が確認されたという際には、最終的には当時の市長と、そして助役、市長は30%、助役は10%の減給としたというのが、

過去の会議録を遡っていくとありました。本当に今ほど述べましたとおり、全く同じ内容の事件ということではないので、全く同じ対応をということではないかと思うんですけれども、任命権者であり、市長として何らかの対応が最終的な部分では必要になってくるものと考えます。市長、今後この部分について、どういった対応を考えているのか伺います。

大綱2点目、買い物難民対策についてです。市長も深刻な問題であるという認識を持っており、対策が必要であるという認識を持っているということは理解をいたしました。対策を考える上では、やはり現状の把握、もちろん人数的な面も含めてですけれども、どういった声があるのか、どういった地域に多いのかといったその分布についてなども、是非、把握をこれから進めていかなくてはならないことだと考えます。是非とも、その点を進めていただきたいということを述べさせていただきます。

それで、いただいたご答弁の中では、美唄市中心市街地にある複合商業施設であるコアビバイまでの無料の買い物バスの運行に対して支援を行っているとありました。ただ、そのコアビバイの中でも、最近3店舗が閉店ということで大変残念なニュースが入ってきてています。それに伴う新たな買い物難民となるのかどうかは、定義がちょっと難しいですけれども、増加ということが考えられるだけではなく、店舗数が減ることによって、客足の減少ということも考えられるのかと思います。そうなると、現在も営業されている店舗への集客の面でも影響が出る可能性があるのではないかと懸念をしているところです。こうい

った買い物難民が、買い物困難と言うんですかね、起こることによって、その連鎖的な反応で様々な現象が起こってくることにより、市の人口減少も加速していくことになりかねないことだと考えておりますので、是非とも、今ほどはコアビバイの話が出まして、母町地区の話ですけど、母町地区以外でも地域住民の生活に密着してきた店舗で今後の在り方についてどうするかといった議論が起こっているという現状も私も伺っております。是非、再質問の中でも述べましたとおり、状況の把握を急いで、そして具体性を持った対策を取らないと、やはり人口減少につながってくる可能性、懸念があるのではないかと考える話ですので、この買い物難民対策、本市の急務だと捉えています。是非とも、買い物難民が発生する理由も、商店側もそうですし、消費者側もそうですけど、物価高騰もかなり影響しているんではないかと思いますので、この物価高騰対策等と絡めながら、早急に対応を考えるべきだと私思いますけれども、市長のその点についての認識を伺います。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、職員倫理条例についてであります
が、現時点における改編の内容としましては、
職務執行の公正さに対する市民の疑念や不信
を招くことのないよう、禁止される行為や容
認される行為について、より具体的な条文に
見直すほか、禁止される行為に対する処分例
の追加について検討することで、不祥事の再
発防止と市民の信頼回復につなげてまいりた
いと考えております。また、一般的には成立

した条例は、美唄市公告式条例の規定に基づき、交付の手続を取ることから、条例の意義や内容を広く市民の皆さんに周知することとなり、規程よりも上位に位置する条例として、市としての意思や姿勢を明らかにしてまいりたいと考えているところであります。いずれにいたしましても、条例の制定に当たりましては、コンプライアンス委員会の中で、実効性のある条例となるよう、しっかりと議論をしてまいります。

次に、今後の対応につきましては、本市の事務事業において、このような事件が発生したことについては、重大な事態であると受け止めており、またそれ以上に、職員に公務員としてのモラルやコンプライアンスが欠如していることについて、大変な危機感を持つとともに、対策が必要だと考えているところであります。私としましては、管理監督の立場にあり、指導的役割を担う元職員が、このような事件を起こしたことに対し、市政の責任者として、また、任命権者として、厳粛に受け止めているところであります。現時点においては、事件の真相究明に向けて全力を傾注し、自らの責任については、事件全体の事実確認ができた段階で、判断してまいりたいと考えております。

次に、買い物難民の対策についてであります
が、2024年3月に農林水産省の付属研究機関
である農林水産政策研究所が発表した「食料
品アクセスマップ」によりますと、全国の高
齢者の4人に1人に当たる約904万3,000人が買
い物難民であるとされております。この調査
結果から、今後とも、人口減少や高齢化が進
む中でこの数値は更に増えていくものと推察

しているところであります。本市におきましては、ご指摘のありましたコアビバイには、国道より西側で唯一の食品スーパーであるAコープびばいがあり、市民生活を支える重要な社会的役割を担っております。また、母町以外の地域にも、生活に密着している店舗がありますが、その存続につきましては、大きな危機感を抱いているところであります。こうした状況から本市としましては、今後の買い物環境の課題や市民ニーズを見据えながら、関係団体とも連携し、市民生活の安定と向上に努めてまいります。いずれにいたしましても、買い物難民の対策につきましては、全国の先進事例も参考にしつつ、物価高騰の影響も踏まえながら、本市の実情に即した効果的な対策を検討してまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 一般質問中ですが、伊原議員の質問は午後からといたしたいと思います。午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時09分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊原議員の質問から入ります。

2番伊原潤司議員。

●2番伊原潤司議員 令和7年美唄市議会第3回定例会一般質問におきまして、大綱2点について市長並びに教育長にお伺いをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、私は1年生議員でございまして、年齢だけは結構いってい

ますけども、4年の任期のうちの実は半分が終わってしまったということで、私なりに焦りというか、何もできていないなということを感じておるところであります。それで、こうして一般質問の場に立させていただくと、結構同じこと何回も伺っているなという印象も自分なりに抱いております。その都度、なかなか踏み込んだご答弁をいただくことができず、じくじたる思いを抱きながら毎回過ごしておるところでございますが、今般、直前、同僚議員からも同じような趣旨のお話がございましたが、コアビバイで本当に長らく地域の消費に関わって頑張ってきていただいた、我々本当に若いときからの仲間なんですが、閉店をされるといったような衝撃的な発表されてから、一般の市民にとっては、たかだか半月か1か月の間にも閉店だというようなドタバタの中で事が進んで、ところが、まだまだ今後の波及効果みたいなことを考えれば、負の波及効果ではありますが、まだまだ広がりがあるだろう。これを一体どう処理をするのかといったようなことも含めまして、やはり市内では、市民の口から「美唄もいよいよ、終わりの始まりに動き出したかね」といったようなセリフを耳にしたところであります。折も折、来年の半ばには、深川市に人口が凌がされるといったようなこと、すぐ隣の砂川もそんなに差はないといったようなことで、やはり人口減少とかといったようなことは大変大きな、今回の一般質問の中でも、市長の答弁にも、そこらのところはたくさん何遍も出ておりました。そんな中で、市長は先月末27日に商工会議所の議員懇談会におきまして、「美唄市の経済状況とこれからまちづくり

り」というテーマでご講演をされておられます。その中でいろいろ市民にとってためになるお話を拝聴することができたと聞いておりますが、所得の市外流出の多さなどの課題について言及された中で、高付加価値人材の輩出やサービスレベル向上による域内循環と域外流入の増が重要だと語られたと記事になってございますが、正におっしゃるとおりであります。それをいかに施策に反映していくといふか、実現していくかということだろうと考えております。

そんな中で、本日の質問でございますが、1点目、中心市街地再開発及び活性化策の現状について伺いたいということで、その中で、市の担当部及びそのために新設された協議会も設立されてから1年になろうとしてございますが、活動の進捗具合を伺いたいということでございます。人口減少が著しい本市において、空き地や空き店舗が増え、大型の未利用施設がまちの中心部にそのままの状態であるなど、まちの賑わいが大きく失われつつあります。まちなかの賑わいを取り戻し、活性化を図るためには、スピード感を持って、賑わいを創出する施設を整備しなければならない。もう美唄に時間は残されていませんよということなんですが、現在、策定中の美唄市中心市街地活性化基本計画の進捗状況と中心市街地の再開発について、どのようにお考えなのかというのを、本当に改めて3回目か4回目なんですが、もう一度しっかりとお聞かせを願いたいと思うところでございます。よろしくお願ひいたします。

大綱の2点目は、教育長に質問をさせていただきます。

これも私出でくると毎回伺っていることで申し訳ございませんが、いよいよあることが迫ってきておりますので、そこいらを念頭に置いたご答弁を賜りたいと考えておりますが、国費投入による小学校での給食費無償化の実施まで、いよいよ半年、来年の4月からということが決まっております。当市における対応状況について、無償化先進地として、この国策を利用して、美唄の子どもたちのためにさらなる工夫を準備していただいていると思いますが、それについて具体的なお話を伺いたいという中項目でございます。具体的な質問の内容といたしましては、国の給食費無償化の動きが始まる前から質問をさせていただいたましたが、国費投入による全国の小学校給食費無償化が実施までに半年となりましたが、美唄市は無償化の先進地として、今回の国策を利用して、美唄の子どもたちのためにさらなる工夫をして準備をしていただいていると思いますけれども、対応について、教育長にその進捗度合い、お考えを伺いますという質問でございます。よろしくお願ひいたします。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君(登壇) 伊原議員の質問にお答えします。

中心市街地再開発及び活性化策の現状についてでありますが、現在策定中の「美唄市中心市街地活性化基本計画」の進捗状況につきましては、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とし、経済活力の向上や賑わいの創出、まちなか居住の推進を目指し、策定を進めしております。これまでの取組といたしましては、昨年9月に美唄市中心市街地活性

化協議会を設置し、7回にわたる協議の中で、市民アンケートの結果も踏まえ、課題の整理やニーズの把握に努めるなど、基本方針の方針性について議論を進めてきたところであります。現在は、具体的な施策の検討・整理を進めている段階にあり、今後は、年内に市民や関係団体などから広くご意見を伺った中で、必要な修正を加え、計画案を策定し、来年1月までに国に対し、計画の認定申請を行う予定です。また、中心市街地の再開発につきましては、現在、具体的に決まった事業はないところでありますが、空き地や空き店舗、未利用施設が点在し、市街地の空洞化が課題の一つとなっていることから、市内外からの投資やアイデアを呼び込むなど、市と民間事業者が連携し、多機能施設の整備など、具体的な方策について検討してまいりたいと考えております。その上で、今後、事業の進展が見込まれる場合は、必要に応じて計画を適切に見直すとともに、国の支援制度も積極的に活用し、着実な取組の推進に努めることで、中心市街地の魅力と都市機能の向上を図り、本市全体の活力向上につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長谷村知重君 教育長。

●教育長石塚信彦君(登壇) 伊原議員の質問にお答えします。

小学校給食費無償化の対応についてであります、国からは、令和8年度から小学校の学校給食費が無償化される方針が示されており、給食の食材費高騰が止まらない状況の中、本市の学校給食を更に充実するためには、大変有効な財源措置であると考えております。教育委員会といたしましては、今後におきまし

ても、地産地消を推進し、美唄産食材を積極的に活用しながら、地元農産物等に対する児童・生徒の理解を深め、食農教育の一層の充実に努めてまいります。

また、栄養教諭や調理員が可能な限り既製品を使わず、手作りにこだわり、安全安心な質の高い給食を提供することは、移住定住の促進にもつながる重要な施策であり、他の自治体の取組を継続して参考にしながら、本市の特色ある学校給食を提供できるよう、更なる工夫に努めてまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 伊原議員。

●2番伊原潤司議員 ご答弁ありがとうございました。

では、教育委員会に対して再質問させていただきますが、国費投入による小学校での給食費無償化の実施まで半年でございます。ということについての答弁を頂戴いしましたが、今回の国費投入を美唄市の学校給食を全国に誇れるよう取り組んでいただく絶好の機会だと考えています。国からの財源措置を今までの美唄市の負担分に充当するだけで終わらせることがないようにしていただきたい。別の視点から提案させていただくが、全国的にも、朝ご飯を食べていない児童・生徒が高い数値となっております。朝食を食べている児童・

生徒の方が、学力が高い傾向となっていることも、文科省の統計上、示されている事実でございます。全国的にも子どもたちに朝食提供の実施をしている自治体も大阪府の泉佐野市などは既にもう有名でございますが、週2回、朝食を提供いたしております。そのほかにも今般、道新の記事にもなってございますが、取り上げられた記事では、いわゆるシングルマザーの方々、あるいは仕事を持って、お忙しいお母さんは夏休みが怖いんだというお話、子どもたちの食事の用意、それから1食当たり250円とか300円という金額では、とても子どもに昼食を用意してやれないというようなことも含めて、給食はとてもありがたいんだということについての記事も掲載されてございます。そんな中で、給食のない長期休業期間中の食事の回数が通常時よりも著しく回数が減っているという課題もございます。昼間の子どもたちの居場所を確保して、昼食を提供している自治体も増えてきている状況です。これは、こども家庭庁の調べによると、全国2万5,000か所の学童クラブの43%が昼食を提供しているということも公表されております。美唄市として、他自治体も取り組んでいるこのような考えを持っているのか、教育長に是非伺いたいというのが再質問でございます。よろしくお願ひいたします。

●議長谷村知重君 教育長。

●教育長石塚信彦君 伊原議員の質問にお答えします。

朝食等の提供についてですが、朝食を取ることで脳は活発になり、子どもたちが積極的に運動したり、授業に参加するなど、学校生活を送る上で、大変重要であると考え

ております。しかしながら、保護者の意思にかかるわらず、子どもに食事を提供したくても、様々な事情で提供できない家庭や長期休業中の欠食による栄養不足などの問題が全国的にも課題となっております。このため、教育委員会といたしましては、保護者本来の養育の義務を果たすことを原則としながらも、経済的、あるいは健康的な問題など、やむを得ない事情によって食事を提供できない家庭の実態を、関係部署とともに把握に努め、事業の有効性を判断してまいりたいと考えております。また、必要と判断した場合には、市長部局と協議し、支援が必要とされる児童・生徒に必要な事業を検討してまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 一般質問中ですが、暫時休憩いたします。

午後13時27分 休憩

午後13時49分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を始めます。

伊原議員。

●2番伊原潤司議員 先ほどの再質問に入る際、前段の私の発言で、市長との面談を行った際の発言をいたしましたが、私の思いが強く入った発言でありましたことから、その部分の発言について、議事録から削除していただきたく、議長においてお取り計らいを願います。

●議長谷村知重君 ただいまの伊原議員の申し入れにつきましては、議長において措置いたします。

●2番伊原潤司議員 それでは皆さん大変ご迷惑をおかけしました。質問を続けさせていただきます。

教育長に対して、再々質問をさせていただきます。

今後、国費が投入され、美唄市の学校給食が全国一の学校給食を目指すためには、調理業務を担っています栄養教諭や調理員の力が不可欠であると考えています。現在も、手作りにこだわった質の高い給食を提供するため日々、限られた時間で業務をしなければならない状況であると認識しています。特に栄養教諭については、学校での栄養指導を行う指導者としての業務と、学校給食の管理・運営を担う業務を1人で行っています。現在の栄養教諭が美唄市に来られてからは、給食の献立内容も日々テーマを感じられ、ご尽力されていると感じています。是非、今後の美唄市学校給食のために、今回国費が投入されますので、経費が回せるものかどうかは存じませんが、栄養教諭の1人増員をお願いしたいと考えております。現在の美唄市の松本夕子栄養士、栄養教諭におかれましては、今年の6月24日に開催されました全国学校給食甲子園に全国の栄養教諭1,051人が応募した中から、9人のアピールシートが選ばれましたが、その中の1人が我が美唄の松本栄養士のアピールシートでございました。大変能力が高く、やる気に満ちた栄養教諭で、余人を持って代えがたい人材だと感じておりますが、いかんせん忙し過ぎるということで、今後さらなる高みを目指す中で、補助がやはり必要ではなかろうかと感じておりますものですから、お願いを込めましての質問でございます。よろし

くお願ひいたします。

●議長谷村知重君 教育長。

●教育長石塚信彦君 伊原議員の質問にお答えします。

栄養教諭の増員についてであります、栄養教諭につきましては、児童・生徒数に応じた人数が北海道教育委員会から発令されておりますが、この度の財源を活用した栄養教諭の配置については、慎重に判断してまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長谷村知重君 これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時53分 散会

